

Title	山鹿素行の経済学説
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.4 (1931. 4) ,p.519(59)- 572(112)
JaLC DOI	10.14991/001.19310401-0059
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310401-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た。實際運動も、東京人力車夫の鐵道馬車反對期成同盟が作られた位であつた。それは後に「車界黨」の名をもつて呼ばれ、車夫演說會の如きを催したのであるが、素より社會主義運動ではなくして、自由黨左翼の運動であつた。(石川三四郎「日本社會主義史」三四〇—三四二頁)而して、社會主義に關する文献の如きも、殆んど現はれなかつたやうである。「日本社會主義文献」は十六年から十九年までの間に、一冊の社會主義關係文書も擧げてゐないのである。

山鹿素行の經濟學說

野村兼太郎

一
徳川時代の諸學者が如何なる經濟學說を有してゐたかを明かにすることは、かなり困難なる事である。彼等は徳川幕府の安定に基く時勢の變化と共に、かなり多くの經濟論をするやうになつた。しかしそれ等の經濟論は多く斷片的であつて、一貫せる學說を發見すること困難である。又多くはその場その場の政策的議論であつて、全體を通じての原理原則を有してゐないものが多い。故に同一人の違つた著作に於いて矛盾の存するばかりでなく、同一著作内に於いても撞着するところ少なしとしない。殊に多くの人の指摘するが如く、言葉の使用が頗る曖昧である。故に今ある一人の學者の經濟學說を明かにせんとする時には、少くとも

これ等の困難を出来るだけ除去して、一つの纏つた體系に作り上げなければならぬ。しかしこのことは頗る危険が伴ふのである。何故ならば現代人より見て、一つの經濟理論の體系を作る時に、往々原著者の思想と違つたものを形成する恐れがあるからである。本來断片的な、一時的な議論を相互聯絡させるのであるから、殊に著作年代の曖昧なものを同時に説明するに於いては、この危険は一層大である。

かくの如き危険にも拘らず、私が敢てそれを試みて見ようとするのは、さもなければ徳川時代の諸學者の經濟思想を十分に把握し得ないからである。そして、最初に山鹿素行を選んだのは、彼の經濟論が比較的一つの述作「山鹿語類」に纏められてゐるし、かつその用語も比較的統一あり、原著者の意圖を知ることが割合に容易だからである。勿論その他の著作、例へば「武教小學」の如きものに於いても、断片的な記述はあるが、(一)その議論は「語類」に記されたものと大した變化はない。従つて彼の經濟學說と比較的容易に體系づけることが出来る。

今こゝに山鹿素行の經濟學說を説明するに先立つて、その傳記及び彼が生存し

た元和八年から貞享二年に至る當時の社會經濟狀態を述ぶることが必要である。しかしその傳記についてはすでに多くの述作があり、(二)又その社會經濟狀態については他日これを詳論したいと思つてゐるので敢て省略することにす。唯素行の經濟論は彼の全學說の一部を形成するものに過ぎないことを注意して置きたい。

「山鹿語類」は原本四十五卷からなり、寛文五年、四十四歳の時の作である。各章「師曰」を以つて始むるところを見れば、あるひは門人の筆記したものであらうが、(三)その議論及び體系は勿論素行自身の作つたものであらう。卷一より卷十二までは君道篇、卷十三より卷十六までは臣道篇、卷十六より卷十八までは父子道篇、卷十九は兄弟之序篇、夫婦之別篇、朋友之信篇、卷二十は三倫談、卷二十一は士道篇、卷二十二より卷三十二までは士談篇、卷三十三より卷四十三までは聖學篇となつてゐる。他の二卷はその續集である。彼の經濟理論は大部分その君道篇中に存する。

君道篇十二卷は次ぎの如く分かつ。即ち(一)君徳、(二)君職、(三)親親、(四)賢賢、(五)使臣、(六)民政、(七)治教、(八)治禮、(九)國用、(一〇)治談である。その中特に民政、國用の二篇に經濟

論がある。故に素行の經濟論が要するに封建諸侯の經濟政策論が主となつてゐることは後に述ぶるが如くである。君主の統治論の一部分に過ぎないのである。従つて次に述ぶるが如き經濟論を述ぶるに當つてすべてをそのまゝの順序に述ぶることは必ずしも妥當ではない。私はこれを三つに分けて述べたいと思ふ。即ち第一に總論として彼の經濟理論の根底を述べ、第二に生産論として彼の財産に關する諸政策及び人口に關するその主張を明かにし、最後に流通論として、財用の意義、その他商業等、流通に關する諸議論について各々説明しようと思ふ。

素行の學說が支那學說の影響を受けてゐることは、彼自身がその説を述ぶるに際し、一々出典を挙げ、支那學者の説を引用してゐることに依つても頗る明瞭である。しかし今はそれ等の關係はすべて省略した。何故ならば彼の經濟學說と支那の經濟學說とを比較することは、本論文の當面の問題ではなし、又私の力のよくし得るところでないからである。唯山鹿素行の記述に従つて、端的に彼の經濟學說を述ぶることが本論文の目的とするところである。

(註一) 例へば、武教小學に「夫財賈者給乏者救貧者省不給招賢者聚士之禮用也、器物者

爲令足今日之用也……」の類。

(註二) 山鹿素行の傳記の主なるものを挙げれば、渡邊修二郎「山鹿素行言行錄」、長田偶得「山鹿素行」、井上哲次郎「日本古學派の哲學」、齋藤時良「素行先生實傳」等甚だ多い。稻葉則通「山鹿古先生由來記」は前掲渡邊氏の著作に附録として載せられてある。又その自敘傳をも見做すべきものは、「配所殘筆」一巻である。

(註三) 「山鹿語類」は渡邊氏に據れば、「語類」ハ門人ノ記スル所ナリトシ、各項師曰ヲ冠スレドモ、或ハ素行ノ自記ニ係ルガ如シ、故ニ文辭、假名遣ニ妥當ナラザルモノアルモ今之ヲ改メズニあり(前記書序)、井上氏に據れば、「語類」の書は章毎に師曰の二字を冒し、門人の手に成るもの、如し、文字の複雑して未だ整はざるもの、往々之れあるを以て之れを觀れば、蓋し然らん(前掲書、四三頁)とある。「語類」の序文には「門人等輯錄先生之語類」其書皆因先儒之言、亂其道、乙巳書成(國書刊行會本序二)と記されてある。(引用句の圈點はすべて筆者の附するもの、以下すべて同じ。)

二

素行は現在の社會組織の發達は、身心理氣相因に同じく、君と臣と互に相寄つてなるものであると考へた。「衣食家宅用具は民の所制にして、其制法を正し其宜き義を教ふるは君の所爲也、君不、因、民、則、身、體、を、養、ふ、こ、と、を、不、全、民、不、戴、君、則、生、々、を、遂、て、

其全ことを得ず。』そしてその君臣の間に高下の別があるやうであるが、事實はさうでない。唯止むを得ざるに出たのであると主張する。しかし事實素行はその品を區別してゐること後に述ぶるが如くである。唯彼は社會生活上君臣又は農工商の別あることは當然の分業であるといふ。如何にしてかくの如き分業が生じたか。「民は天地の氣を得、其理を受て生々するの所、先口を養て飲食をなすの用あり、此養一日かくる時は疲勞してついに死に至るが故に、農耕の儀、自て出來ず、農耕只手足を以て致す迄にてはならざるが故に、木竹を以て是をなすといへども、其制不_レ宜、こゝに於て木竹に制法を定め、金鐵をとらかして其耕農の具あらしむ、是農耕ありといへども、百工あざれば其用具たらざる處なり、衣服居宅用具の制各如此、こゝに百工自ら營で自ら是をあさないといへども、遠方遠國に交易せしめ難きを以て、其間に中次をいたして、其勞役を以て養を得る、是を商賈と號す、以上三民の起るゆへんなり」(4)

以上が素行の分業論である。分業に依つて自ら農工商が発生する。しかしこの自然に分業の生ずることを論ずる者は當時の學者に於いても決して少なしと思はない。例へばその議論の素行より一層論理的であると思はる、熊澤蕃山の諸階級發生論の如きである。(5)殊に次いで君主の發生を論ずるに當つては蕃山の議論の方が一層適切な如く思はる。

素行は三民發生し、然る後なほ何が故に君主を必要とするかを論じ、次ぎの如く云ふ。「三民ともに起るといへども、己が欲を專にして、農は業に怠て養を全くせんことを欲し、或は弱をしのぎ少を侮り、百工は器を疎にして利の高からんことを欲し、商賈は利をほし、いまして、奸曲をかまふ、是皆己が欲をほし、いまして、其節を不知、盜賊爭論やむことなく、其氣質のまゝにして、人倫の大禮を失するがゆへ、人君を立て其命を受くる所とし、教化風俗所因とす」(6)故に君主の任は民の統治にある。この點は單に君主ばかりではない。士も又教化風俗の因るところである。故に素行は士道論の最初に立本を論じ、その第一に「知己職分」必要を明かにして、次ぎの如く云ふ。「士は不_レ耕してくらひ、不_レ造して用い、不_レ賣買して利たる、その故何事ぞや……士として其職分なくんば不可_レ有……凡そ士の職と云は、其身を顧み、主人を得て奉公の忠を盡し、朋輩に交て信を厚くし、身の獨りを慎で義を專とする

にあり、而して己れが身に父子兄弟夫婦の不得已交接あり、是又天下の萬民各なくんば不可有の入倫也といへども、農工商は其職業に暇あらざるを以て、常住相從て其道を不得盡、士は農工商の業をさし置て此道を專つとめ、三民の間苟くも人倫をみだらん輩をば速に罰して、以て天下に天倫の正しきを待つ、是士に文武之徳知不備ばあるべからず⁽⁷⁾。即ち士は天下の儀表たること、がその職分であるとする。

素行は農工商の職分を論ずるに際しては、自然發展説を以つてしたるに拘らず、君主又は士の職分を述ぶる時は、當時に於ける士分の地位から推論した。この點に於いて蕃山の士及び諸侯の發生論より論理的ならずと云ふことが出來よう。⁽⁸⁾しかし素行がかく論ずることは徳川封建治下の學者として毫も怪しむに足らぬ。明治初年に於いて士分の者にあらずんば事を談ずるに足らずと考へたのはこれと同じ思想の流を汲むものである。

(註四) 『山鹿語類』第一、一六九頁。(國書刊行會本以下これに同じ。)

(註五) 熊澤蕃山は四民の發生を次ぎの如く論ずる。「まづ人の初は農なり、農の秀たる者に誰より立つるさなく、すべて物の談合をし指圖をうくれば事調りぬる

故に、其人の農事をば寄合せてつぎめ、惣の裁判のために撰びのけたるが士の初なり、在々所々ありて後、又秀たるものに惣の士が談合し、ひきまはされて諸侯出來ぬ、又諸侯の内にて大に秀たる有り、其徳四方へきこえ、おのく不^レ及所は此人より出る故に、寄合てつかねさし天子を仰ぎたるものなり、扱士の中より公卿大夫と云ふものを立て、農のうちより工商を出して、天下の萬事備り、天地の五行に配して、五倫五等出來たるなり、⁽⁹⁾集義和書卷第八。

(註六) 『語類』第一、一六九—一七〇頁。

(註七) 同上第三、三五—三五二頁。

(註八) 前掲註五を見よ。

三

素行は前述の如く、四民の階級別の生じたのは、これ不得已の處にありと云つてはゐるが、要するに當時の多くの論者と同じく、一つの定命論者である。そして町人に生れた者は町人たる運命を有する者で、従つて町人たる天命に甘んじ、その身分に服従すべきものなのである。この點に於ける彼の思想は全く封建的服従に基くものに外ならぬ。そのみではない。前述の士の職分を論ずる點からも推測出來るやうに、上からの支配、即ち封建的親權主義の主張者である。少しくこれ

等の諸點につき彼自身の言葉に據つて説明して見よう。

素行は身分格式に應じてその費すべきものを費すを以つて聖人の道であるとした。曰く、「今大官大祿を得財寶充滿して、衣服其節を不知、しきりに惡衣を着して是を不恥を道と思ふは、是唯身を利して聖人の心を不知也。」⁽⁹⁾又曰く、「衣服に財を費すことを嫌て分より遙にきたなびるは、是其利害にして禮にかなはざる也、聖人の教を意見を以て考へて、師を不尋理を不究、是己れを利する也、故に學者常に如此所を味へて、其分限を節して儉徳を可用、不然しきりに奢て心氣の養を失ひ、ひたすら吝と威儀の用をみだりならしむるは、聖人の學に不有也。」⁽¹⁰⁾

即ちその分限に應じ、その禮に戻らざるやうに、一切の生活を規定することを必要としたのである。故に單に上述の衣服の制のみに止まらない。飲食には飲食の制がある。「位高く祿厚き人は、上品の食を以て養とす。中下各これにしたがふべし。」⁽¹¹⁾又「居宅之制辨貴賤」といへり。其人の官位俸祿を考へ扶助せしむるの人をつもり、往來の賓客公用會禮のことを詳にして、其階級を守るにありぬべし。このゆゑに士農工商の品、其身の貧福を詳にして、富めりといへども分をこえて不制、貧

といへどもあるべき所はあらいめて、初めて家居の法明なるべき也。⁽¹²⁾

この種の規定は素行の文章の諸所に發見し得るところである。彼がかく分に應じ、なすべきことをなさしめんとするのは、勿論彼の儒教哲學に基くものである。即ち「中庸」の學說である。⁽¹³⁾彼は云ふ、「中者、不倚而中、節之名也。知者過、愚者不及。中庸之不能行也。能中庸、則喜怒哀樂、及家國天下之用、皆可中節。中者、天下之大本也。」⁽¹⁴⁾しかし中庸を得ると云ふことが、他方生れながらの身分に基き、その分に應ずると云ふ點に於いて、全然その封建的觀念に支配されてゐたものと云ふべきである。この點は彼が民を教ゆる諸制度を必要とする議論に於いて一層明瞭である。

素行は「市民に諸式を立て諸法度を詳に示さざれば、不教民して殺すに似たり、彼只利を知て義を不知、身を利することのみ心とす、故に市廛の間にあるべきことを詳に計て、さきだつて是を示すべし」と云ふ。⁽¹⁵⁾又「町人諸色の制法不詳、究時は、必ず風俗不正もの也、故に上より詳其制法にあるべし」と云ふ。⁽¹⁶⁾云ふまでもなくこれは素行獨特なものでなく、むしろ當時の一般的觀念である。しかし素行の如く、

その實際的規定を周到に叙述した者は他に發見し得ない。「山鹿語類の民政篇上は農民に對する制度であり、全下は町人に對する制肘である。その微に入り細を穿つ議論は煩雜であるから、こゝには省略するが、要するに上より下への支配であり、中世親權主義の表現である。しかも又武士の經濟に對する觀念は、町人に對する取締規定十八ヶ條の最初の三ヶ條に於ける武士對町人の規定に依つても窺知することが出来る。(17) 以上の説明に依つて山鹿素行の經濟學說の基本の一つが全然當時の封建的理論であることは略々明かになし得たと思ふ。故に次ぎに他の一つの根本觀念について述べる必要がある。

(註九) 「語類」第二卷四一五頁。

(註一〇) 同上、四一五—六頁。彼の「禮」については最後に述べる。参照されたし。

(註一一) 同上三九四頁。

(註一二) 同上四一六—七頁。

(註一三) 素行は古學派の創設者と云はれてゐるので、宋儒、即ち朱子、王陽明の徒を非難してゐる。中庸の説についても同様で、中庸の中について深遠な意義を附する者、又は中、庸を區別し對立せしむる者を、何れも排斥してゐる。即ち「聖人之道在中庸。能中庸。在致知詳禮。惟精惟一。用其中。擇其中。是也。若待著意推

求悟了底。素未發之中。則非中庸也。庸平日日用之謂也。用此中於平日也。以庸別立工夫。尤差謬也。」聚教要錄中、日本倫理彙編四卷二〇頁。畢竟するに素行は一の實踐家である。なほ本文第十節参照。

(註一四) 「聖教要錄」中卷。

(註一五) 「語錄」第一卷二四九頁。

(註一六) 同上、二四一頁。

(註一七) 「第一、士と町人と相對するの禮前に出之、その用所すまば町人退去すべし、食をくらふことをゆるさば側に入て食すべし、かりにも、足付の膳たるべからず、富有の輩たりとも此制をそむくべからず、日比出入の士家たりとも、相伴密會可處罪科也、第二、町人侍とあきないを一に致すこと、手形證文ありき云とも、云こと出せば侍より預る金銀不殘町人に可與也、その士つみあるべし、尤町人へ侍方より借金口入仕るべからざる也、第三、問屋前より直に侍大名衆へうりかいを不致、尤侍屋敷にある處の野采諸色買べからず、五人組これを改むべし、其あたひ買取町人に可與之、同上、二六四頁。

四

素行の經濟學說の根本觀念の一つは所謂物質尊重論である。これも又支那古代哲學の影響に依る當時の諸學者間に珍しからざる議論の一つである。彼曰く。

「民生天地之間、有身則衣を制せずして不_レ叶、口あるものは必ず食せずして不_レ叶、父母妻子あるものは必ず養ふべきの理あり、此身此口此父母妻子を保養する事は、此身を以て能つとめ能はたらきて而後に衣食のたすけを可_レ足也、衣食の資不足ときは必ず盜賊に與し僞詐を行つて、ついに身を失ひ父母妻子を苦しめ傷ましむるに至るべし、故に孟子曰、無_二恒産_一而有_二恒心_一者惟士爲_レ能、若_レ民則無_二恒産_一、因無_二恒心_一、苟無_二恒心_一、放僻邪侈無_レ不_レ爲_レ已といへり⁽¹⁸⁾」

この思想は要するに民は無知なる者、教ゆべき者と云ふ考へと同一思想である。民は無知なるが故、恒心を得ること困難である。従つて財を分に應じて與へ、生活を安定せしめ、以つて政に服従する善良の民たらしめんとするにある。これが殆どすべての當時の物質尊重論の根本概念である。決して人類發展の基礎として物質を尊重したのではない。⁽¹⁹⁾

唯この程度の物質尊重の概念ではあるが、彼の經濟學說にはかなり重要な影響を與へてゐるのである。何となれば民の生活は物質に依つて是正し得る。而して物質の運用を自在ならしむることに依つてその生活を豊富ならしめ得ると

考へたからである。かつ又物質に超然たるべき士分階級は恒産なくとも恒心あり得る人々であつて、従つて彼の經濟論以外に屬する。經濟論に於いて對象とさるゝは一般庶民階級である。かくてこゝに素行の物質尊重の概念はその經濟學說の基礎となる。

故に素行の經濟學說は二個の方面から觀察される。一つは民をしてその生活安定に満足せしむることである。「天地間の生民男女大小貴賤貧富内外⁽²⁰⁾」いづれも各其職業あらずして世を渡ることなし、如此に常に産ある時は、人々皆生をどげて彼盜賊に至ることあらざる也。⁽²¹⁾換言すれば民に職業を與へて、その生を全からしむるにある。他の一つの方面は、かくして「生をどげしむる庶民をして利に走ることなからしむるにある。⁽²²⁾」商賈の法交易の道不_レ詳ときは、民利を貪ることを専とす。故に上より完全なる法制に依り、彼等を統治する必要がある。

以上の根本概念に依つて、こゝに二つの問題を生ずる。一つは如何なる方法に依つて物質を増加せしむべきやと云ふ問題であり、他の一つは生産された物質を如何なる法制の下に各民の間に流通せしむべきやと云ふ問題である。即ち第一

は彼の生産論であり、第二は彼の流通論である。

(註一八) 「語類」第一卷、一六九—一七〇頁。

(註一九) 中村孝也氏は熊澤蕃山の所説を説明して、「經濟と政治と道德との關係を論じては、經濟を以て根本的に重要なものとし、随つて政策の要諦は經濟問題に在りしなすものなり」と論じ、「經濟を根本重要視せる唯物史觀的思想ならずんばならず」と斷定されてゐるが、蕃山の所論も素行と大差あるものではない。(中村孝也「元祿及び享保時代における經濟思想の研究」三二頁参照)悉くは他日熊澤蕃山の學説を紹介する時に譲る。

(註二〇) こゝに云ふ意味は一般庶民階級を指すこと見做すべきであらう。

(註二一) 「語類」第一卷一七一頁。

(註二二) 義利の辨は山鹿素行の道德論の根本問題である。「人知多。故欲亦多。欲不可充。君子以義爲利。小人知利不知義。君子之利能享。小人之利不全。義利不支離。利者義之和也。義之所利隨之。」(「聖教要錄」上)。即ち素行に依れば義利相倚つて行はるゝものとすするやうである。なほ井上哲次郎著「前掲書」七五—八頁を参照。

(註二三) 「語類」第一卷二五八頁。

五

素行の生産論はこれを二つに分けて見ることが出来る。一は民をして恒産あらしむることを目的とする有名なる田産制である。他は國に游民なからしめ、以つて一國の勞力を増進すること、及び窮民救濟等を目的とする人口論である。吾人は先づその田産制について彼の云ふところを聞かう。

素行は「民に恒産あらしむることは、唯田産の制を正しくして授田の法を詳にし、是に教戒を專にするにあり(24)」と云ふ。故に直接の方法として、(一)田産制そのものと、(二)教戒との二つとなる。それならば田産制とは何か。「田産の制と云は民に田地を與へて是を耕墾せしむるの法也、然るに授田の法、先一民の可耕力役を考へて而して其所養を考へてこれに授る也、(25)」さらに詳しく云へば、「田畠は皆法令を立て田を私に賣買せしめず、民力をはかり民の口をつもりて、其力可耕、其田足養ほご一民一家に可授なり、而して民富と云とも外に餘田なく、已前に多く買置所の田は、連々是をうつて自餘の民にあたへしめ、民年十六に至らば(26)、別に其力に可耕の田を與へしむ、(27)」

素行がかくの如き田産制を立てんとする所以は古代に行はれたと云ふ井田の

法が實行し得なくなつたからである。何が故に井田の法は行はれ得なくなつたか。「末世に及んで經界ことごとく相たがひ貧富各勢によりて、民政施すに利なし、然ればとて田畠をうちくづし民屋をやぶりて天下を井田の形に制せんと云ふことは、聖人又出づるとも難行の勢であるからである。井田の制の本來の主旨は、必しも地を九に畫して中央を公田とし八家は是を可耕と云ふことではない。「民の力を考へ民の養ふべき人の數をはかり、農の勤むると怠るべきを考へて、是に田産を授け、其民の内少長並同工士と可爲ることごとく是を知り、水道を八家ともに相用ひて、其患難を救ひ、其不足を補て、死生をともにす、是民間の利害を詳にし、經界を正し、授田をひとしくして、民人の貧富かたつかたならしめざらんとの政である。」(28)即ち田産の制はこの井田の法の本旨を探り、かつ當時の状態に適用し得る方法であると考へたのである。(29)

従つて田産制は單に授田の法を講じただけであつてはならぬ。種々なる方面から民を教戒し、民の生産能力を増進せしめなければならぬ。先づ第一に經界を正しくしなければならぬ。その理由は、第一爭論をあらしめざらんがため也、第二に貢賦を致す間、必ず其田畠を考へ難く、算數にまがふとありて、租税不正ものなり、第三に經界を曲折せしめては他の田を奪ふに利あり、かくて檢地の法を詳かにして不正奸曲の行ひ得ざるが如くする必要がある。

第二に水利を十分にすることである。「農田は水利を不得しては不成ゆへに、古來尤重之也。」(31)

その他田器を重んじなければならぬ。「田器は人力をついやすことを少なくして、其功の大なることをなすこと、器にあらずしては難調也、然れば牛馬を以て人力にかへ、器械を巧にして其土地に利あらしむること、古今の通例也、故に民田器をよろそかにして、是を用ひ是をおくに其節を失ふ時は、民必ず田産を心とせざると知るべし。」(32)

又民の屋宅、種藝のこと、何れも農民の生産力を増大するやうに教戒すべきである。例へば「民の屋宅は田に近きを以て利とする」が如く、又「宅地の四方各桑を以てし、樹木を多くするが如きである。」(33)

しかし以上の如き消極又は積極の生産増進法を以つて未だ満足するを得ない。

それ等の方法を實行する民自身についての制度が必要である。そして相互に扶助せしむべきである。素行はその方法として古來の什伍の制を推舉してゐる。「什伍之制と云は宅相近く居り田相ともに耕すの民を手組して五人を一にくみ什人を一に致して出入相友守望相助病疾相扶大禮相共にして互にみちびきともに教へて風俗をひとしくし仁厚をむつまじくすかくすれば民を教導し法令を知らせ盜賊奸曲を糺明し方役軍務の制を勵行するに容易である。(34)

他方游手を戒めなければならぬ。「游手とは游民の事也游民は田産を持たず其いとなみに惰て事をつとめざるを云也或は民百姓の子弟田産なくして常に游行して日を費やすをも云へり游民があれば單にそれ等の游民が盜賊奸曲をなすばかりではない。田産の制そのものに害をなす。凡そ田産の制一民業に怠れば一民飢をうくることはり也國に米穀其價高直なることは游手游民多くして米穀を食つぶす者の多ければ也然れば所の游民をあらため是を戒むること田産の制なり。(35)

以上に依つて吾人は素行の田産の制の大要を述べたつもりである。而してこ

れが實行と相關聯し殊に最後の游民問題と共に起つて來るのは人口問題である。素行の理想郷とも云ふべき嚴格なる封建制度治下に於ける田産制はその實施にあつて最も困難なる障害は人口問題であらう。素行はそれについて如何なる意見を有してゐたかを次ぎに明かにしよう。

(註二四) 「語類」第一卷、一七〇頁。

(註二五) 同上、一七二頁。

(註二六) 素行自らこれに註して曰く、朱子曰、餘夫年十六授田、在百畝之外也。

(註二七) 同上、一七七頁。

(註二八) 同上、一七六—七七頁。

(註二九) 瀧本誠一氏はその著「日本經濟思想史」、二二九頁に素行の田産制を批評して、
「是は漢の董仲舒が一千三四十年前に唱へた限田法と正きに其主意を同ふするものにして、支那の學者中には、其後之と同一の説を主張したる者多くと云はれてゐるが、素行は董仲舒の限田法を知らなかつたわけでもなく、又これをその論に先立つて明記してゐる。曰く、然らば井田の制やぶるゝの後、限田之議(漢武帝之時、董仲舒言限民名田、哀帝之時、師丹亦請之、均田之制、口分世業之法ありて、云々)、「語類」第一卷、一七八頁) 素行は彼の説を述ぶるに際し、常に支那に典據を求め、これを明記すること、恰も今日の學者が泰西の學者にその權威

を求むるに同じい。又瀧本氏は續いて「英國などに於ても十七世紀の火頃ハ
リントンも亦之に類する限田法を唱へたことがあつたのである」と云はれ
てゐる。ハリントンは James Harrington (1611-1677) で、その主張する限田法と云
ふのは、有名なる "Ocean" 中に述ぶる「一定額以上の収益ある土地財産の所有
を禁止する方法を指されたものであらう。しかしこの兩者は根本思想に於
いて全然異なるものでこの比較は當を得ざるものであらう。

(註三〇) 「語類」第一卷、一八四頁。

(註三一) 同上、一八五頁。

(註三二) 同上、一九〇頁。

(註三三) 同上、一九一頁。

(註三四) 同上、一八七頁。

(註三五) 同上、一八九頁。

六

田産の制を定めた後、もし人口十分ならざれば、民飢うるの困難が生ずることは、
すでに前に素行の指摘するところである。故に彼は先づ民をしてその生を全く
せしめなければならぬと考へた。民の生を全くせしむるには民戸を詳にする

必要がある。「民戸は民數并戸數である。「國の政正しく教育時をうる時は民生々
を全くして、各家室をまふけて其業を廣む、この故に政其道に叶へる時は、民多く生
を全くし民戸年々に多し、素行は依然として政治の正しく行はるゝことを力説す
る。

然らば人口の調査方法は如何。「先年々天下の人民の數をしらべ、其年に出生す
る處の男女、并に死亡する所の男女の數をしるさしむべし、是國郡所々の奉行我所レ
司を詳に相改めて記し置、三年に一度天下の人口を合せしるす、茲に於て其年々の
出生すると死亡するとを比較して、民の蕃昌を考ふべき也、而して其死亡する處、或
は疾病、或は双傷、或は罪害、或は窮死あるべきなれば、詳に其品を糺明して其養を可
全也。」即ち出生及び死亡統計を作り、殊に死亡の原因を明かにし、民をして不慮の
死を免れしむることを必要とする。殊に庶民中救済を要する者は五種ある。(36)
即ち(一)幼「民幼なる間は不能自立」、(二)老「老ては又自存する事難し」、(三)災難「子細
ありて時の災難にあひ」、(四)貧「とぼしく苦みて上へ可告のやうもなきあり、又類親
廣く子孫多くなりて貧乏なるあり」、(五)病「其身長病をわづらい家業を遂がたさあ

りである。「此五は具に糺明して其養を上より不下ば、必ず死亡に及ぶの所なり、糺明すること不正ば、又其間に奸曲あるものなれば、是を明かにたゞして至極する時は、必ず奉行奏して其養をうけしむ、是民の生を全くして、人君民の父母たるゆへん也」(37)

窮民はこれを救ふべきである。「鰥寡孤獨、丐乞非人を養ふは人君の大徳である。しかし無差別的救済は極めて危険である。周到なる素行はこの點を十分認識してゐた。「養不以其道、則奸人其養を得て、まことの窮民は養を得不得こと、その例多し、ことに無子細糺明することをあろそかにして、唯養を専にする時は、民却て業を廢て養を待に至り、奸民父兄にさからつて上の養につくあり、これ民を養ふにあらずして、民を暴惡に至らしむると可謂也」(38) この點こそ古來救貧法の最も困難とするところであつた。

これに對する素行の救済策は古來の伍々の制度を嚴重に施行するにあつた。假りに名づければ血族的救済法を十分に行はんとするにあつた。「其在所其村里に於て鰥寡孤獨をしらべ、其親屬の親疎厚薄恩の輕重を能く正して親屬の養をう

けしむべし、親屬たへて養ふべきあらずんば、其一村一郷とぼしくして養をつぐのい難さか、或は養といへども全からずんば、奉行を以て是を詳にして而後に上より是を養に可及もし、養をうくる者奸曲にして、産業ありといへどもわざと是を棄て遊樂を好むか、又親屬多きを頼て業に怠るか、又は惡人にして人に不隨爭論をこのまば、是を詳にして上の戒を可受也、養所の親屬上の命を以て養ふといへども、其養疎にして、我親屬の早く死して養のすくなからんことを願ふたぐいあるべし、然れば養ふ所の者、所養の者ともに是を糺明して、其奸曲なきが如くならしむべし」(39)

素行の救貧法は全く封建治下に於ける中世的警察統治に外ならない。彼はさらに他郷にある浮浪の徒を生國に送還すべきことを主張してゐる。「乞丐非人あるに逢ば、則これが本國生縁親屬をあらためて速にその本親にかへし、國主地頭に檢斷せしめて其虚實を正し、或は親屬に養はしめ、或は國主地頭の養に及び、或は天下より是を養はしむべし」(40) 吾人はこれ等の方法を讀む時、英國初期救貧法を想起せざるを得ない。しかし素行は救貧院の制度には賛成してゐない。即ち「不糺明して只惠を専とし、別に家宅を設け、一所に集めて養ふこと、其惠み廣きに似たり

といへども、却て民人を暴惡に至らしめて實の養と難成也、⁽⁴¹⁾即ち素行は何處までも血族團體に依る相互扶助を中心觀念とし、親を親とするの道⁽⁴²⁾を力説する者である。

以上は素行の貧窮者救濟策であるが、彼はさらに天災時に際する救濟法を講じてゐる。例へば飢饉、火災、その他民の不得已而所受の患である。この項は前述のものと共に、素行の社會政策の中核をなすものである。彼はかくの如き患を全國的なものとは考へてゐない。「天下の廣大なる國土に其産多ければ、天下一同に飢饉することはあらず、又一國一郡一庄一園年々に損亡飢饉に不及こともあらず、⁽⁴³⁾故に天下の財用を司る君主はこれに對する何等かの方法を講ずべきである。

古來その方法は極めて多い。しかし十分に法を設けなければ、君主の仁政も終に下に通じ得ない。恰も父母之愛子、其本更に天然の慈愛のみ也と云ども、慈愛するに不以法ば不可であるが如きである。君主に於いても同様である。「其仁心ありといへども、其仁政を糺明いたさずしては、仁心仁聞のみにして徒善徒政たり、常平倉、義倉、社倉之設甚宜しいといへども、やゝもすれば必奸民の利に至りて、飢寒孤獨の

救ひにならざるなり、⁽⁴⁴⁾

君主が常平倉、その他の豫蓄法を設けることはもとより素行の賛成するところである。しかし問題はそれが運用の如何にある。素行の言に従へば「法」の如何にある。然るにこれに對する素行の答は「人」である。即ち其法唯所の奉行并檢使の善惡によること也、善惡と云は、奉行檢使自ら是を糺明して、民の情を察するを以て本とす、而して所の政に是非のかくることありて、奸民私富民利を逞して、其救ひ小弱の民に不及ことあらんには、小民直訴して上奏すべし、遠方田舎には巡察使往來して民の訴狀を請、所の盛衰を正さしむべし、其所與所救小民孤獨を專とし急なるを先んじ、所施の米穀飢を救ふに至りて逸樂に至らしめず、美食ならしめず、所請の民奸曲詐僞なきが如く糺明するにあるなり、⁽⁴⁵⁾

要するに素行の結論は法を行ふ「人」の如何が中心となる。例へば續いて素行の指摘する「早知機」にしても、⁽⁴⁶⁾天譴説にしても、⁽⁴⁷⁾又その賑恤の法にしても、⁽⁴⁸⁾何れも庶民の私利私欲を防止せんがためには、良吏の活動、君主の盛徳を要求するものである。従つて素行にとつては如何なる制度も「人」に歸せられる。しかし唯「人」

は制度法規の缺陷を補ふ者としての「人」である。單なる一般人ではない。道德的「人」である。治者としての「人」である。さらに換言すれば「士」である。そして士にはこゝに道德的なる「士道」がある。前述せるが如くこゝに素行の封建的理論の基礎があるのである。

以上私は素行の議論を辿つて、彼の人口調査の必要及び民を生々せしむる手段、並びに救済策を述べた。素行はその他の危害についても詳論し、⁽⁴⁹⁾ 民をして出来る限り、その産業に従事せしめんとしてゐる。しかし彼は民が國土の産物以上に増加する、所謂人口過剰には想到しなかつた。唯彼は相對的人口過剰はこれを認めてゐたやうである。即ち彼は奴婢僕從の制度の必要を論じ、「是其制あらざれば、國に奴婢僕從するもの少なくして國用不足ものなり」と述べ、さらに「その土地を詳にし、民戸の數をはかりて、民に所授の田、畠、寡して民多き時は、民を出して僕從たらしめて其養を全くすべきなり」と論じてゐる。又一家の數の増加した時、水旱によつて作毛不_レ宜時、又は租税の代用として、僕從となることは、國用自然に相通ずる

の制である」と述べてゐる。⁽⁵⁰⁾

以上の如く人口の相對的過剰については多少これを論ずるところあるも、絶對的過剰、もしくは土地不足より生ずる過剰労働については一言もしてゐない。勿論當時の状態に於いて一般に人口増加を以つて、労働力の充足と見、これを歡迎獎勵することは自然である。⁽⁵¹⁾ 故に素行がこの點に言及しなかつたことは少しも怪しむに足らぬ。

(註三六) 素行は他の處では四種に限つてゐる。即ち、窮民の品多し、_レいへ_レも、唯、_レ寡、孤、獨の四に不出也。^(註三六)「語類」第一卷一九九頁。

(註三七) 「語類」第一卷一九二頁。

(註三八) 同上二〇〇頁。

(註三九) 同上。

(註四〇) 同上二〇一頁。

(註四一) 同上。同様の議論は流民救済の項にもある。(二二二頁)。

(註四二) 「凡そ父子兄弟は人倫の大道にして、天地不_レ得_レ已の物則也、人君親を愛する心を推て人を愛し、親を敬する心を以て人を敬す、天下の徳教は愛敬の外にあらざれば、親_レ親として孝悌仁慈の心深き時は天下の政皆徳に化すべし」(同上四

九頁。

(註四三) 同上二〇八頁。

(註四四) 同上二一一頁。

(註四五) 同上二一三頁。

(註四六) 「次に早知機と云へり、所の飢饉民の餓死に及ぶこと、一朝一夕のゆへんにあらず、年の不熟又俄にあらざれば常に是を考へて、あらかじめ其きざしを知りて早く賑恤の法をまふくべき也、……民飢て始て驚てその救ふべき術を求むるは政の末也、故に先謀てたくはへを全くし、毎月ごとに其所の作毛の次第を具に注進せしめ、其地に高直下直の物を詳にしるし、早く不作のきざしを知て速に救助の謀を専らとし、民の困を不待して是を救ふこと、仁政の實と可云也」(同上二一三—四頁)。

(註四七) 「年不熟して米穀みのらず民に菜色あること、是天の咎にして君徳の所闕也、然れば人君自ら戒めて専ら其徳を可修也」(同上二一四頁)。

(註四八) 素行の賑恤の法に三種ある。即ち貸と賜と養とである。「貸は賑貸と云へる是也、民の未だ飢饉に及ばざる已前を考へ、其民屋を一々點檢せしめ、所養の人数牛馬、所耕の田畠を詳に考へて、麥作收納の時まで其養に可足衣食用具の料を借しあたゆること也」(二一六頁)。「賑贈のことは、民已に飢に及ぶ時は速に食糧を開いて其米穀金銀布帛を散じて國の養を全くすること也」(二一七頁)。

頁)。養は國を離れんとする流民を養ふことである(二二〇頁)。素行は以上三つに關し、何れも詳細にその方法を述べてゐる。

(註四九) 素行がこゝに民の害と云ふのは、「水火風疾」の四つである。(同上二〇一—八頁參照)。

(註五〇) 同上四三六頁。

(註五一) 人口増加を必要とする議論はかなり後まで強く主張されてゐた。本庄榮治郎氏の「人口及人口問題」一五八頁以下參照。

七

如何にせば物質を増加し得るやの問題から轉じて如何に財貨を流用すべきやの問題に移ると、素行の議論はかなり自由になることを認めざるを得ない。彼は財の價值を論ずるに當つては勞働價值説に類することを唱へてゐる。素行は財の勞働に依存することを述べて次ぎの如く云ふ。「山川海陸より出る處の財寶、其なる處皆民力を不用ば、不成就也、すべて天下の萬物おろかにして生るものにあらず、年月をつみ民力をかさねて始めて始めてその形全し、其出來してあるを見て別條なきと思ふが故に、用ゆることを輕んじて民力を不と思也、金銀は山より出て自ら其光を

あらはすと可_レ思なれども、金掘を入れて土をうがち、種々の用器を巧みてその精をえらみ、是を吹ぬきて精金とし、其大小を極めその形をひとしくして、其偽を去らんがため印をなす、珠玉或は切磋し或は琢磨してその光を温潤ならしむるに至る也、聊か民力を離れてなれるものなし、⁽⁵²⁾しかし素行はその財實に投ぜられた労働の量に依つて、そのもの、價值が定めらるゝと云つてゐるわけではない。むしろ彼が續いて云へる「いづれか民力を不_レ得してなれる物ありや、尤も可_レ相愼_レことなり」に重きを置くべきである。又米穀と金銀を比較し、素行が「天下の萬民に交易して不變不易のもの、米穀を以て本とし金銀を以て上とす、米穀は人一日として不_レ可_レ無_レ、金銀は、使用の所由なればなり、米穀金銀各土に生じて、米穀は人これを播施し、黄金は自然の出産にして、水火のために不_レ變、古今のゆへに不易、これ實の上にして、白銀次_レ之也」⁽⁵³⁾と云へるを見、米穀は人之を播施して努力を加へたる生産物なるに反し、金銀は自然の出産にして努力を加ふること少きが故に、米穀の方が價值多しといふ思想、即ち所謂價值發生の努力、説に類似の思想に支配せられたるものなりといふべし」と云へる論者もあるが、⁽⁵⁴⁾これはむしろ當時の米經濟の時代の論述と

して當然のことであり、價值發生の努力説に支配されたと見るべき根據とはならない。要するに素行の云はんとするところは財實は多少とも民力、即ち労働に依つて作られるものであるから、濫りに徒費してはならぬと云ふ平凡なる事實を云はんとしたに過ぎない。このこと前掲引用の文章に續いて「金銀珠玉の寶すら、猶民によれり云々」と云へるその語氣に依つても推察し得られよう。

素行の議論に於いて最も見るべきものは、むしろ彼の財用論である。彼は「語類」の士道篇に於いて次ぎの如く云ふ。「有_レ財而不_レ得_レ用、則_レ財皆非_レ財、有_レ用而不_レ量_レ財、則_レ用皆非_レ用、財者以_レ用爲_レ財、用者以_レ財爲_レ用、財用之間更不_レ兩、而財有_レ量、用有_レ得也、⁽⁵⁵⁾又他の場所に於いて「財者所以利_レ天下之用也、財不_レ利_レ天下之用、則_レ不_レ財、故財用相因而其利相成也、⁽⁵⁶⁾」と云つてゐる。

素行がこゝに財と云ふのは何等かの效用を有する物資である。故に彼は又「すべて物の寶と云へることは、或はその徳を以てし、或は其形を以てし、或は其聲色を以てす」⁽⁵⁷⁾と云ふ。従つて財に量あることになる。用はそれ等の效用を以つて人の欲望を満足せしむる作用である。⁽⁵⁸⁾故に前引用に續いて「然れどもその用の

及ぶ處廣く物々に不_レ施ときは寶あつて用なしと云ふ。

こゝに素行は「寶なる字句を使用する。『寶は性質である。即ち人々皆天地自然の寶をそなふ、性心氣血四支百體其甲乙はありと云ども皆是同じく寶にして、若塞で不通ときは寶と難_レ云が如し、然れば財は交易相通じて上下よく均しさに至るを以て財の寶と云べき也』⁽⁵⁹⁾」こゝに於いて一見「用」と「寶」とを區別し難く、寶あつて用なしと云へる言と矛盾するが如く思はれる。

しかし少しく素行の「寶」に關する用語例を探れば、この關係は明瞭である。素行は玉が天子及び諸侯にとつて「寶」たる所以は「人々此玉の質の如く徳の溫潤をまなび、玉の光の如く知の正直を可_レ究の事を示すがためであることを論じたる後、次ぎの如く云ふ。「世人皆玉の寶たることを不知は、使用を專として情欲をほしいまゝにするの故に、頻りに貨財を以て寶とす、是より目を喜ばせ耳を樂ましめ口の味をよくするの器物を貴、或は玩器の奇物、世にまれに俗の乏さを以て皆重寶として、目是を視耳これをきき手これを翫び身これをまどふて是を以寶とす、其價を尋ぬるときは、皆貨財を出して賣買するに高直のものを大寶とす、甚小人のわざにい

て君子の云所にあらず……凡そ寶は天下の萬民に推及して、其理不足と云ふことを以て寶とす、彼の財貨は乏しきものゝ爲めに甚利あり、大福分の者は用なし、彼の玩器はもたざる者の爲めに寶とす、多蓄餘分あらんものは是を不屑、然れば准じて天下の寶と云べからず」⁽⁶⁰⁾

上述の文章に依つて見れば、素行自身寶と云ふ語を二様の意味に使用してゐる。一は世に云ふ貴重なる物品、他は所謂天下の寶である。しかし彼の眞意は後者に、あること明瞭である。故に前掲の文章は財が自由自在に運用流通さるゝことが、財の寶たる所以であると解すべきである。換言すれば財を自由に流通せしむるその一般性が財の寶である。従つて財貨即寶ではない。又財貨に依つて欲望を満足させることが寶なのでもない。即ち用即寶でもない。従つて素行にとつて寶は彼の哲學に關聯する抽象的な一般性である。これについては最後に論述しよう。

そこで再び歸つて財の意義に關し、素行の述ぶるところについて考へて見よう。素行は現在に於いて財用不均_レことを論じた後、財は貴を以て寶たり、不_レ貴ときは寶

たらず。寶あらざれば人皆交易に便あらず、寶を以てして天下の利を交易せしむると云ふ。(61) この文章の前半は前述せる寶の意味に依つて明かである。即ち寶は財について云へば、その流通性である。故にこゝの意味は「ある財が流通すると云ふことはその財が貴いからである。貴くなければ流通しない。流通しなければ交易に便利でない。そこでこの流通性を有する貴い財(こゝで寶を素行は具體的なものに解してゐる)に依つて天下の利を交易させる」と云ふことになる。故に素行が財又は財貨の意味を二様に使用してゐる。即ち一は一般財貨の意味で、他は貨幣の意味である。しかし素行自身はこれを區別して考ふる必要を認めてゐないのである。今それについて項を改めて説明しよう。

(註五二) 「語類」第一卷、四〇五頁。

(註五三) 同上、四〇四頁。

(註五四) 中村孝也著、前掲書、三〇〇頁。「勞力を加ふること少きが故に」の句は重要な附加である。素行はかく明言してゐない。なほ次節の本文の説明を参照。

(註五五) 「語類」第二卷、四三二頁。

(註五六) 同第一卷、四〇三頁。

(註五七) 同上、四〇四頁。

(註五八) 中村孝也氏は「用は今の所謂效用(Utility, Nützlichkeit)に當る」。(前掲書二九六頁)と云はれてゐるが、むしろ「用」の意味に近いと思ふ。素行の云ふ「用」は效用の意味より今少し廣いやうに思はれる。少くとも個人的でなく、主観的でない。例へば「有財之人、皆言厭費、不知費、金玉盈堂、財器在府、而不知施用、則天下之財、各滯其府庫、而不通天下之用」(「語類」第二卷、四三二頁)。なほ以下本文の所論を見よ。

(註五九) 「語類」第一卷、四〇四頁。

(註六〇) 同第二卷、四二五—七頁。

(註六一) 同第一卷、四〇五頁。

八

この財貨の意義は彼の財用論の中心をなすのみならず、又その經濟理論の中核をなすものである。素行は前述の如く財用相因るべき所以を述べたる後、凡そ財貨は人の欲する所にして人々爭論の所、出也と述べてゐる。この一句から中村孝也博士は次ぎの如き結論に飛躍されてゐる。「財貨は人の欲望するものなりといふ説明を吟味すれば、人の欲望せざる財貨なく、若しありとせば、それは財貨にあらず

と推論するを得べく、即ち財貨の根源は欲望なりと推斷すべし。かくすれば、素行の所論は經濟學の根本概念たる欲望より發し、欲望を充足するものを財貨といひ、財貨が有する欲望を充足し得る性質を效用といふといふ思想を展開するを得べし。(62)

この結論は近世の教科書的經濟學を知れる中村氏の議論であつて、素行の論ぜんとするところではない。この句は當然これに續く次ぎの句と共に解釋すべきものである。即ち「聖人以何か財貨を定むとなれば、互に交易利潤して有無相通ずること、財にあらざれば不成、是不得已也」(63)素行の云はんとする重要點は財の流通性である。従つて前の句は正確に云へば「流通性多き財貨は人の欲するところである」の意である。換言すれば財貨の意である。さもなければ聖人が財貨を定むるの句及び財にあらざれば不成の意を解することが出来ない。例へば前に引用した財貨は乏しさものゝ爲めに甚利あり、大福分の者は用なしと云へる時の財貨とは異なる。かく解釋して始めてそれに續く文章が意味をなす。

「古は三民各己が業をつとめて、其所有のものを以て其所無に易て、食を足し衣を

と、のへ居をかまへ用器を利す、士は其道徳を教へ非常を制し、文武の政法こゝに正しきを以て、三民これがために衣食居をそなへて是を敬恭す、是又道徳を以てして、其三民の業に、交易すとも可謂、而して物に大小あり厚薄疎密あつてひとしくなし、難く、彼の三民業を疎にして其厚に交易せんとすることあるが故に、財貨を定め、是を以て其大小厚薄疎密輕重を均しからしめて、三民に業をつとめしめ、交易を正しからしむるなり、是、聖人其財貨を定むるゆへん也」(64)

右の文章は最初からこゝまで一續きであつて、それに依つて著者の眞意を解すべきものである。「人々は財貨を欲する。その結果相争ふ。それだのに何故聖人ともあらう者が財貨を定めたか。交易する品々に種々ある。そこでその標準として財貨を定めざるを得なかつたのである。」これが素行の云はんと欲するところであると思ふ。唯始めに財貨と云ひ、後に財寶と云ふ。こゝに多少の混亂を認められるやうである。しかし素行は前述せるが如く、寶は一般性で物にとつては流通性であり、財貨中その性質を最も多く有するものが財寶である。故にすべての物が財寶たる性質を具有する。即ち彼の言葉を以つてすれば「物物皆自然の財

寶ありである。唯その中最も寶の性質を具有するもの、換言すれば一般的流通性多きものを以つて標準と定むるので、前節引用の「天下の萬民に交易して不變不易のもの、米穀を以て本とし、金銀を以て上とす」がその當然の歸結となる。故に最初に財貨と云ふも、必しも不當ではないのである。

今こゝに以上の素行の議論を簡単に要約する必要があると思ふ。財には「實用」の性質及び作用がある。そして財は用に依つてその職能を果たすのであるが、他方寶たる性質あるために、即ち「一般性」を有するが故に、互に流通せられ、財の用を一層完全に果さしむるのである。他方又用の作用に依つて寶たる一般性が十分に發揮されるのである。故にこれを現代語たる「使用價值」「交換價值」を以つて説明することは當を得てゐない。(65)

こゝに於いて彼の經濟論は財用の完全なる流通をその理想とするのである。彼が錢の必要を論ずるのも又この立場からである。「錢は國用の大利にして、民間これなくんば不可有也、金銀のたぐいはこれを細に分つときは必減じて其用不足、布帛の類これを切斷ては其あと用に不立、米穀の類は不入るとき是を置くに所をせばめ久而必減少す、こゝに於て錢を鑄せしめて、多少其利に叶はしむるゆへに、是を置に所をせばめず、久して不減、或は金銀にかへ或は米帛用器に替て其國用、尤利す、是錢の天下の寶たるゆゑん也……然れば地を定め制を具にし、銅ををしまし、工人をえらんで常に是を鑄せしめて、天下の用あまねからんことを欲するなり、凡そ財實は天下の便用を利するにあり、而して其物に高下ありて其通用を自由ならしむるの物なくんばあるべからざる也」(66)

かくの如く財の自由流通を財にとつて必要なりとなす素行が商業に對し如何なる議論をなせるかを明かにすることが必要である。故に次にこの點について少しく論及しようと思ふ。

(註六二) 中村孝也著前掲書、二九七頁。

(註六三) 「語類」第一卷、四〇三頁。

(註六四) 同上、四〇三—四頁。中村氏はこの文章に對しても又近世的解釋を企てられてゐる。そして「論じて此處に至れば、生産に對する交換さいふ經濟學の根本概念に接觸し來れるなり」と云はれる(前掲書二九九頁)。しかし本文に論ずる如く、始めより流通を基本として素行は論じてゐるのである。

(註六五) 中村氏曰く、「論者は臆けながら財の價值に使用價值と交換價值との存することを意識し、財は使用せらるゝが故に價值あるものにして使用せられずんば效用を發揮することなく、『實あつて用なく』、『金銀を府庫に藏して、之を不用に同じ』く、『財あつて不用は財と不可云』ることなるべしと論じ、この使用價值を有するがため財が交換に供せらるゝことに論歩を進め、『財は交易相通じて上下よく均しきに至るを以て、財の實さいふべき也』と斷ぜり。即ち是れ發生的に言へば、使用價值先づ生じて、之より交換價值を發生せしむることを論ぜるものさいふべし(前掲書三〇三頁)。大體に於いて妥當の如くであるが、素行の眞意は使用價值の發生から交換價值を論ぜんとしたものではない。本文所論の如く財用の完全なる流通を云はんとしたのである。故に財貨は天下の財貨であつて一人の財貨ではないのである。即ち彼の論ずる基本は、『天下の財貨は皆天下の財貨也、もし上下を以て云時は、天下の財皆人君の有にして、人君の財貨は皆萬民の財貨也、後世に及で君と萬民と自他の差別を思ふがゆへに、民をくるしめて財をあつめ、民うゆれども上不救が如き、是身の肉をさいて口に喰ふに同じ』(語類第一卷四〇六頁)。素行の財用論はこの觀念の下に論ぜられたるものである。故に私はその内容の説明に際しても、出来る限り、違つた觀念の下に立つ近世的用語を避くべきであると思ふ。中村氏の所論は上に屢々指摘せる如く、近世的に解釋し過ぎたやうに思はれる。これは

千頁にあまるその勞作中に甚だ多く發見される。原著作者の眞意を誤るものとして私の賛意を表しかねる點である。

(註六六) 「語類第一卷、二六八頁。

九

財貨の自由流通を以つてその價值を發揮するものと考えた素行は商業に對して如何なる考へを有してゐたか。先づ最初に外國貿易について見るに、この點に於いては素行の議論は何等見るべきところない。大體當時の貿易論は支那思想に依る金銀尊重の觀念に支配されてゐた。この點も素行は又同様である。「金銀を外夷に不可與、唯所の土産をかへ合すべし」と云ふ。當時の極端なる制限制度に賛して、其湊に政所を立奉行を置、異國の商船を入れ、その人を一所に置、本朝のもの常に不相通、只有無を互に替ふと述べる。何が故にかく貿易を制限せんとするか。素行の述ぶるその理由も又當時の平凡なる一般論に過ぎない。曰く「凡そ天下の富土地の廣き、外夷の物を不待して事たりぬべし、藥種に於ては本朝になさきもの多けれども、又代用て其用たりぬべし、香木毛織等不足用却て奢侈のかゝる處なり。」しかし素行は全然彼等を排斥しようと思ふのではない。遠人を懷柔するは聖人

の政であるから、制度を嚴重に定めて彼等を迎へればよいと考へた。(66) 即ちこの點について彼の流通理論は少しも影響を與へてゐない。その理論は唯國內にのみ限定されるのであつた。

議論を國內商業に移す時、彼の理論の當然の歸結として、商賈の必要を認め、
 「國に交易あらざれば有無を通ずること難し、是商賈の交易あるゆゑん也、」(67) 従つて交易を容易ならしむる方法も獎勵した。前述の銅錢の議論はその一例である。又他の例を採れば、道路に關する彼の意見の如きである。即ち諸國を七道に分て、東西南北の國々其本道を明にし、村々在々の小徑、國府城下への脇道、各此七道へ出て國用を通ずるがゆへに、紀綱こゝに明にして往來の旅泊道路にくるしまず、運送の器物、財貨、聊か紛亂せしむることあらざる、是國用の所專也。然らざる時は、人々交易を利すること不能、往來のもの生々を全すること叶はざるなり。(68)

かく素行は國內の交易發達に關しては、これが促進を主張してゐるけれども、本論文の初めに述べたるが如く、封建的統治に理論の基礎を置き、かつ庶民を愚にして利に走る者と見、而して利に走ることを不可とした素行は、勿論商業の自由放任

は認めてゐない。しかしこのことについてはすでに以前に指摘したから、再び繰返さない。唯一方交易の發達を認め、商業の必要を論じ、他方商人に對しては抑壓の必要、統治の缺くべからざることを認むる關係から、こゝに歐洲中世に於ける教會法學者の議論に似たる價格論、又他の一面から見れば、勞働に基く正當なる價格、もしくは生産費を以つて正價とする議論を生じたことは注意する必要があると思ふ。

「民利を貪ることを專とす、故に功少して、其あたいを高くし、其物を偽て、其あたいを得んことを欲す。」即ち素行は二つの點を指摘してゐる。一つは高價に賣ること、他は偽物を賣ることである。しかし何れにしても先づ財貨の正價を定めなければならぬ。先其物品の始終を詳にするにあり、それとは諸品ともに其出る處の本あり、それをなす工なくんば、あらざる、工でこれを致して世間に出してあきなしむ、以上何事にも三段のわかちあり、金銀の出る山ありて、それを取るの工を用ひ取出してこれをあきのふ、是三段也、又金銀をとり出せるをうけて、細工人金銀をふさわけ、その形をなして、而して商人是をあきのふ、是又三段なり、天下の諸品その物

によつて其名相たがふといへども此三段に不出也。要するに市場に出づるまで勞働過程を明かにして、その價格を定めるのである。しかもそれは漠然と勞力を考慮するのではない。右の三段を考へて、その出る處の遠近、人力を考其こし、らへ細工いたすの手間をつもり、これを商買するの勞役入用を詳にして、その物のあたいを定むべし。(69) 即ちそれに投ぜられたる生産費を明かにして、價格を決定するのであつて、ジョン・スチュアート・ミルと同じく、市場に齎らす入費をも價格に計上してゐる。(70)

素行は先づ「丈尺はかります」の制度を詳にし、然る後諸品の價を正すのであるが、その不當利得を行ふ方法について、その幾つかを指摘してゐる。この點に於いて彼は中世教會法學者と類似の議論をしてゐる。先づ買占め又は買置きである。「財寶を豊にたくはへたる商賈その中間なかひそかに相通じて、その時のやすきもの、かいこみ、そのさるゝを待て世間に出して、あたいを高くし、或は魚鳥多ければそのあたいやすきがゆへに悉く鹽にして乾して、わざと生魚を少なくして其あたいを高くす、或はやすき物を俄かにかひとりて俄かにあたいを高くする。(71) 次ぎに價

格統制である。「富民居ながら財寶を其所にして、そのあたいを高下せしめ、又は各商賈の事を云合せて利をひとしくして、物の直を一様に致す事をなす、本來同一物でもその物の多少獲得する方法に依つて生産價格は異なるべき筈である。然るに「商民これを一にして利を逞しくせんとすること、其奸曲の所成である。(72) 第三に不正偽造である。「商賈の物によりて奸曲あることあり、米穀薪藁飲食のもの、衣類道具のたぐいまでに似せものを致して人を偽はるものである。この罰は買手と相對であるからと云つて許さるべきではない。(73) 又買手の無知に乗じて似せもの又は高價に賣るべきではない。(74) 素行の議論は周到にそれ等を禁制してゐる。

しかしこゝに問題がある。かくの如き正價を發見することは可能であるか。又かくの如き統制を施行し得るやの問題である。この點に關する素行の答は又當時の經濟組織の反映である。恰も歐洲の第十三世紀頃に於ける經濟狀態が、大多數の日常必需品は實際の生産者から直ちに消費者に購入され、又よし數職業に分割されてゐたやうな場合でも、それは公衆に依つて殆ど知られ得る範圍であつ

た。かくしてそこに正價論の主張するゝが如くである。徳川初期の状態はそれよりもやゝ複雑であつたらう。しかし統制に困難を感じるほどではない。素行は云ふ。「天下の商賈甚繁多にして一々定めがたきに似たりと云へども其物の生産する處不多市塵に在いてこれを細工するの人又不多しかれば處には奉行目付あつてこれを正し市塵には中間に五人組を立てこれを正さんには不可相紊也。」(75)。加ふるにもし素行の理想とする五人組制度が全國的に行はれかつその理想の法制々度を施行するならば彼にとつて必ずしも不可能事ではなかつたのである。

(註六六) 「語類第一卷、二六六頁。

(註六七) 同上、二五七頁。

(註六八) 同上、四三九頁。

(註六九) 同上、二五八頁。

(註七〇) "The value of commodities, therefore, depends principally on the quantity of labour required for their production; including in the idea of production, that of conveyance to the market." (J. S. Mill, "Principles of Political Economy," ed. by Ashley, p. 457).

(註七一) 「語類第一卷、二五九頁。

(註七二) 同上、二六二頁。

(註七三) 「買ものゝ相對してのこゝなれば、買もの見ちがへたるは賣手の誤りに非ずと思ふこゝ、甚好曲なり。」(同上、二六三頁)。

(註七四) 「女子童子并遠國の百姓小者に對して似せものうり、値段をいつはり過分のことを致すに於ては、五人組聊すてをくべからず。」(同上、二六三—四頁)。

(註七五) 同上、二五九頁。

一〇

以上吾人は素行の經濟論の基礎を大體論じ終つたつもりである。しかし以上を以つて彼の經濟論は盡きてゐるわけではない。貨幣(76)山林(77)殊に租稅論の如き(78)論ずべき問題又聽くべき主張がある。唯その經濟論の依據するところは殆ど以上を以つて盡きてゐると云つてもよいと思ふ。故にこゝではこれ以上徒に紙數を費さずこれを割愛することにした。

上述の素行の經濟論を辿つて、吾人は屢々論述中に指摘したるが如く、彼が徳川時代初期の社會的環境に生じたものであることを痛感せざるを得ない。如何なる學說と雖も、何等かの點に於いて、その時代の社會状態を反映する。山鹿素行は

當時に於いて一種の反逆兒であつた。寛文五年「聖教要録」を著し、翌年これを刊行するや、厄難は直ちに身に迫つた。今日「聖教要録」を讀む者は何が故にこれが禁書たる必要あるかを怪しむであらう。しかし當時官學であつた朱子學に對する攻撃が幕府の教育制度に對する猛烈なる反抗であつたこと、並びに著者が一介の浪士であるにも拘らず、聲望甚だ高かりしこと、加ふるに慶安四年由井正雪の陰謀の後を受け、幕府當局者の忌避するところとなつたことはさして怪しむに足りない。(79)

然らば素行の經濟論が反逆兒の論として何か特に異なつた點があつたらうか。彼は勿論朝廷の存在を認めてゐるが、幕府の實權を承認してゐるやうである。(80) 況んや經濟論に於いては彼は全く時代環境に順應する議論をなしてゐるに過ぎない。むしろ彼はこの時代の代表的論者といふも差支へないであらう。

この意味に於いて彼の議論は當時の社會經濟狀態の產物である。しかしそれと共に彼が朱子又は王陽明の學派に屬せず、自ら古學を唱道したことが、(81) 彼の經濟論にも多くの影響を與へてゐる。例へば前に一言した彼の倫理學說の如き

もその一つであるが、「理」に關する所說の如きもその例と見ることが出來よう。彼曰く、「天地人物之所_レ以然、是理氣之妙用也。其所_レ以然、以理氣謂_レ之乃可也。凡理者有_レ條理也。天地之道、人物之道、未嘗無_レ條理、是所謂理也。」しかしこの理を彼は宋儒の如く、形而上學的に解釋せず、即ち曰く、「天下之萬物各具_レ一用、其一用必有_レ條理、故其用是理也。故に彼の所謂「用」の意義はこゝに胚胎すると云はなければならぬ。今日の經濟學上の效用を以つて率すべきものではない。「天生_レ烝民、有_レ物有_レ則、其則是究理來底也」(82) 彼があらゆる事物について法則を樹立せんとする所以である。特に「凡天地人物之間。有_レ自然之條理。是禮也」と云ふに至つて、(83) 彼が士、町人、その他の諸規定に於いて、その分に應ずる禮を以つてせる實賤哲學的根據を知ることが出來よう。即ち彼に依れば理は空漠たる天にあるのではない。

彼の「實」に關する議論の如きも彼の哲學的議論より出づるものである。すでに述べたるが如く、「實は天下の萬民に推及して、其理不足と云ふことなき」ものである。即ち實は條理あるものでなければならぬ。故に徳の如き無形のものもその者の實である。何故ならば、「徳者得也。知至而有_レ所得_レ於内也。得_レ之於心。行_レ之於身。

謂德行。其德公共。而通天地。不惑萬物者。天德明德也。であるからである。従つて武士が三民を教導するに對し、三民衣食居を提供して、これと交易する。相互相通じて戻らざる寶であるからである。しかも彼は常に實賤的である。「淺露薄輕。而不踏實地。則不可謂德。」⁽⁸⁴⁾

かく彼が宋儒の哲學的思索を排斥し、却つて深遠幽宥なる理論を構成することなかつたかも知れないが、⁽⁸⁵⁾これが又彼をして經濟學上の諸問題についてかく廣汎なる議論をなさしめたのであらう。即ち彼が聖人に欲なきやと云ふ問に對し、聖人有欲、唯其情欲中節、而禮全義和也。…凡無欲之說、多出老莊浮屠、人有這情、則有此欲、情欲豈可以無乎⁽⁸⁶⁾と云へるは彼の全經濟論の基礎をなしたものと見ることが出来る。⁽⁸⁷⁾

以上素行の儒教思想と彼の經濟論との關係を簡單に一瞥して見た。而して素行の經濟論が當時の封建的社會組織と一致すること甚だ大であることを思へば、儒教が徳川封建社會に於いて演じたる役割を推測すること必ずしも困難ではあるまい。老莊佛教の影響を認め、朱子及び王陽明等の諸學派を退け、⁽⁸⁸⁾直接孔子

に基いて理論を樹立した山鹿素行の主張も、この點に於いては何等革命的要素を認むることが出来ないのである。

(註七六) 「語類」第一卷四〇四頁以下。

(註七七) 同上、四四七頁以下。

(註七八) 同上、四一〇頁以下。

(註七九) 井上哲次郎著「前掲書」、一六—二四頁。

(註八〇) 内田繁隆著「日本政治社會思想史」一七三—七頁、參照。

(註八一) 「伏羲神農黃帝堯舜湯文武周公之十聖人、其德其知施天下。而萬世被其澤。及三周衰、天生仲尼、自生民以來、未有盛於孔子也。孔子沒、而聖人之統、殆盡。曾子子思孟子、亦不可企望。漢唐之間、有欲當其任之徒、又於曾子子思孟子、不可同日而談之。及宋周程張邵、相續而起、聖人之學、至此大變。學者陽儒陰異、端也。道統之傳、至宋泯沒。況陸王之徒、不足算、唯朱元晦、大功聖經、然不得超山餘流。噫、道之託人行世、皆在天。其孰強與於此乎。…自孔子沒、至今、既向二千餘歲、三變來。周孔之道、陷意見、誣世惑民、口唱聖教、其所志、顏子之樂處、曾點之氣象也。習來世久、嗚呼命哉。」
前掲版本一八頁。

(註八二) 「語類」第四卷、一六七頁。

(註八三) 「聖教要錄」二二頁。

(註八四) 同上。

(註八五) 井上氏前掲書、一一九—一二三頁。

(註八六) 「語類」第四卷、二頁。

(註八七) この議論は同じく古學派の伊藤仁齋の所論などに見ることが出来る。仁齋著「童子問」に「苟有禮義以裁之、則情即是道、欲即是義、何惡之有、云々」(中卷第十

章) (註八八) 素行は始め林道春の門に入り、朱子學を修めた。そのためか前掲註八一にも示せる如く、朱子は功聖經としてゐる。しかし結局は當時の餘流を脱せずとして、これを排斥した。井上氏前掲書、六四—五頁参照。

(一九三〇年三月二一日稿)

カツセルの價格論と自由競争論

氣 賀 健 三

一、序 論

經濟學に於ける價值法則又は價格法則なるものが自然的必然的範疇に屬するものであるか將た或は歴史的權力的範疇に屬するものであるかの問題は最近の經濟學上に於ける論争の一つの對象を爲すものである。換言すれば絶對的なる經濟的法則か將た或は歴史的の社會的環境又は權力に基づくものなるかの問題は多數の學者の注意を惹く所と爲つて居る。併しながら經濟學理論の努力は昔から常に經濟的法則の研究發見に向けられて居る。古くアダム・スミスの時代に在つては自然法的性質を帯びたる經濟的法則が専ら經濟學を支配し其基調となつて居つた。即ち經濟的法則は人間の本性より出發し之に對する一切の人爲的干渉や國家權力の發動は有害無益なるものと考へられて居つた。

併し、時勢の進歩は法則の問題に新しい色彩を加へた。世人はロードベルトスやアドルフ・ワグナーの前例に倣つて純經濟的範疇と歴史的法律的範疇とを區別した。即ち前者は想像し得るあらゆる